

○事務総長権限とされている事項の専決処理について

会計検査院事務総長 平成13年4月1日

改正 平成14年10月1日、17年4月1日、20年3月19日、21年4月1日、
26年12月24日、28年1月1日、29年4月1日、5月30日、令和2年
1月1日

別表の各事項に係る権限又は事務を、それぞれ同表の「専決者」の欄に掲げる者が専決処理する。ただし、特に重要なもの又は異例に属するものについてはこの限りでない。

なお、事務総長権限とされている事項の専決処理に関する昭和45年12月18日の決定は廃止する。

別表

事 項	専 決 者
1 実地検査関係 (1) 会計検査院法第25条の規定に基づく職員（事務総長、次長、局長及び総括審議官を除く。）の派遣	付表1のとおり
2 契約関係 (1) 予算決算及び会計令第72条第2項（同令第95条第2項において準用する場合を含む。）又は国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第8条第1項の規定に基づく資格の審査の実施	会 計 課 長
3 情報公開関係 (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第3条及び第4条第1項の規定に基づく開示請求の受付並びに同条第2項の規定に基づく開示請求書の記載の補正を求めること (2) 情報公開法第5条の規定に基づく行政文書の開示、情報公開法第6条の規定に基づく行政文書の部分開示及び情報公開法第7条の規定に基づく行政文書の公益上の理由による裁量的開示 (3) 情報公開法第8条の規定に基づく行政文書の存否を明らかにしない請求拒否 (4) 情報公開法第9条第1項の規定に基づく行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び開示請求者への通知並びに同条第2項の規定に基づく行政文書を開示しない旨の決定及び開示請求者への通知 (5) 情報公開法第10条第2項の規定に基づく開示決定等の期限の延長及び開示請求者への通知並びに情報公開法第11条の規定に基づく大量請求の場合の開示決定等及び開示	法 規 課 長 付表1のとおり 付表1のとおり 付表1のとおり 付表1のとおり

請求者への通知	
(6) 情報公開法第12条第1項若しくは第12条の2第1項又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定に基づく事案の移送に関する他の行政機関の長又は独立行政法人等との協議、事案の移送及び開示請求者への通知並びに情報公開法第12条第2項の規定に基づく移送を受けた場合の開示決定等	付表1のとおり
(7) 情報公開法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定に基づく移送を受けた場合の開示の実施及び移送をした場合の開示の実施に必要な協力	付表1のとおり
(8) 情報公開法第13条第1項及び第2項の規定に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与並びに同条第3項の規定に基づく反対意見書を提出した第三者に対する開示決定等の通知	付表1のとおり
(9) 情報公開法第14条第1項の規定に基づく開示の実施	付表1のとおり
(10) 情報公開法第15条の規定に基づく他の法令による開示の実施との調整	付表1のとおり
(11) 情報公開法第16条第1項の規定に基づく手数料に係る収入印紙の消印及び同条第3項の規定に基づく手数料の減額又は免除	法 規 課 長
(12) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条第1項第2号ロ及びハの規定に基づく独立行政法人等との協議	法 規 課 長
4 個人情報保護関係	
(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第8条第2項の規定に基づく利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供	付表2のとおり
(2) 個人情報保護法第9条の規定に基づく保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	付表2のとおり
(3) 個人情報保護法第11条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「個人情報保護法施行令」という。）第10条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成及び修正並びに個人情報ファイルについての記載の消除	次 長
(4) 個人情報保護法第11条第1項及び個人情報保護法施行令第10条第5項の規定に基づく個人情報ファイル簿の公表及び個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供すること	法 規 課 長
(5) 個人情報保護法第12条及び第13条第1項の規定に基づく開示請求の受付並びに同条第3項の規定に基づく開示	法 規 課 長

請求書の記載の補正を求めること	
(6) 個人情報保護法第14条の規定に基づく保有個人情報の開示、個人情報保護法第15条の規定に基づく保有個人情報の部分開示及び個人情報保護法第16条の規定に基づく保有個人情報の裁量的開示	付表1のとおり
(7) 個人情報保護法第17条の規定に基づく保有個人情報の存否を明らかにしない開示請求の拒否	付表1のとおり
(8) 個人情報保護法第18条第1項の規定に基づく保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び開示請求者に対する通知並びに同条第2項の規定に基づく保有個人情報を開示しない旨の決定及び開示請求者に対する通知	付表1のとおり
(9) 個人情報保護法第19条第2項の規定に基づく開示決定等の期限の延長及び開示請求者に対する通知並びに個人情報保護法第20条の規定に基づく大量請求の場合の開示決定等及び開示請求者に対する通知	付表1のとおり
(10) 個人情報保護法第21条第1項若しくは第22条第1項又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第22条第1項の規定に基づく事案の移送に関する他の行政機関の長又は独立行政法人等との協議、事案の移送及び開示請求者に対する通知並びに個人情報保護法第21条第2項の規定に基づく移送を受けた場合の開示決定等	付表1のとおり
(11) 個人情報保護法第21条第3項又は第22条第3項の規定に基づく移送を受けた場合の開示の実施及び移送をした場合の開示の実施に必要な協力	付表1のとおり
(12) 個人情報保護法第23条第1項及び第2項の規定に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与並びに同条第3項の規定に基づく反対意見書を提出した第三者に対する開示決定等の通知	付表1のとおり
(13) 個人情報保護法第24条第1項の規定に基づく開示の実施	付表1のとおり
(14) 個人情報保護法第25条の規定に基づく他の法令による開示の実施との調整	付表1のとおり
(15) 個人情報保護法第26条第1項の規定に基づく手数料に係る収入印紙の消印	法規課長
(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えられた個人情報保護法第26条第2項の規定に基づく手数料の免除	法規課長
(17) 個人情報保護法第27条第1項及び第2項並びに第28	法規課長

<p>条第1項の規定に基づく訂正請求の受付並びに同条第3項の規定に基づく訂正請求書の記載の補正を求めること</p>	
<p>(18) 個人情報保護法第29条の規定に基づく保有個人情報の訂正</p>	付表1のとおり
<p>(19) 個人情報保護法第30条第1項の規定に基づく保有個人情報の訂正をする旨の決定及び訂正請求者に対する通知並びに同条第2項の規定に基づく保有個人情報の訂正をしない旨の決定及び訂正請求者に対する通知</p>	付表1のとおり
<p>(20) 個人情報保護法第31条第2項の規定に基づく訂正決定等の期限の延長及び訂正請求者に対する通知並びに個人情報保護法第32条の規定に基づく訂正決定等に特に長期間を要すると認める場合の訂正決定等及び訂正請求者に対する通知</p>	付表1のとおり
<p>(21) 個人情報保護法第33条第1項若しくは第34条第1項又は独立行政法人等個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく事案の移送に関する他の行政機関の長又は独立行政法人等との協議、事案の移送及び訂正請求者への通知並びに個人情報保護法第33条第2項の規定に基づく移送を受けた場合の訂正決定等</p>	付表1のとおり
<p>(22) 個人情報保護法第33条第3項及び第34条第3項の規定に基づく訂正の実施</p>	付表1のとおり
<p>(23) 個人情報保護法第35条の規定に基づく保有個人情報の提供先に対する通知</p>	付表1のとおり
<p>(24) 個人情報保護法第36条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定に基づく利用停止請求の受付並びに同条第3項の規定に基づく利用停止請求書の記載の補正を求めること</p>	法規課長
<p>(25) 個人情報保護法第38条の規定に基づく保有個人情報の利用停止</p>	付表1のとおり
<p>(26) 個人情報保護法第39条第1項の規定に基づく保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び利用停止請求者に対する通知並びに同条第2項の規定に基づく保有個人情報の利用停止をしない旨の決定及び利用停止請求者に対する通知</p>	付表1のとおり
<p>(27) 個人情報保護法第40条第2項の規定に基づく利用停止決定等の期限の延長及び利用停止請求者に対する通知並びに個人情報保護法第41条の規定に基づく利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合の利用停止決定等及び利用停止請求者に対する通知</p>	付表1のとおり

付表 1

権 限 又 は 事 務 の 区 分	専 決 者
1 官房に係るもの	次 長
2 各局に係るもの	局 長

付表 2

権 限 又 は 事 務 の 区 分	専 決 者
1 官房の各課、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官又は能力開発官付研修室に係るもの	課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官又は能力開発官付研修室長
2 各局の各課、各上席調査官又は監理官に係るもの	課長、上席調査官又は監理官